



地本NEWS

2016年
2月10日
自治労北海道
網走地方本部
2016 第5号

16 国民春闘が

スタート!

☆の明日を
咲かせよう

16 国民春闘にむけて

網走地方本部では1月23日から24日にかけて、大空町・ホテル湖南荘で「16 春闘討論集会 兼第1回単組総支部代表者会議」を開催し、管内各地から17単組総支部1単協71名の参加により2日間わたる討論が行われました。

集会の冒頭、武山委員長から「確定闘争が越年となつていゝ。2月10日のヤマ場に向け、①年度内差額支給させること②給与表の改正では解消できない官民較差に対する解消すること③人事院勧告を受けた給与条例の改正の取り扱いについて、例年どおり11月臨時会で改正、年内支給すること、について労使協議を行い、当局と確認をすることが重要である。その上で、これからスタートする春闘へとつなげていく必要がある。」と挨拶。その後、道本部・地方本部から、15 秋期闘争（賃金確定闘争・現業公企統一闘争）の中間総括や、16 春闘方針の提案が行われ、参加者からは2日間で9本の発言がありました。



2016 春闘 日程と戦術

- ①組合旗掲揚 2月22日(月)～3月末
- ②統一要求書の一斉提出 2月26日(金)
- ③回答指定日 3月7日(月)
- ④重点交渉期間 3月8日(火)～17日(木)
- ⑤腕章着用 3月14日(月)～18日(金)
- ⑥29分時間内くい込み集会 3月18日(金)
- ⑦超勤拒否 3月18日(金)
- ⑧出張拒否 3月18日(金)

《春闘期 全単組オルグ》
2月15日(月)～16日(火)

【質疑・討論】

◇地本青年部における組織強化・拡大の取り組みについて（北見市労連・金子青年部長）青年層では、組合離れが生じている。各単組基本組織とも連携し、組合の基礎的なことや春闘などの各種取り組みについて学習する機会を設け、長期的な視点で組織拡大に取り組んでいく必要がある。



◇単組における青婦部の取り組みについて（津別町 職・大竹青年婦人部書記次長）昨年の春闘や秋闘では組合員の声を持ち寄り議論し、独自要求書の提出・交渉をしてきた。今後、もこれまでの経験を踏まえ、更なる団結のもと取り組んでいきたい。



◇標準報酬月額制・人事評価制度について（美幌町 職・松尾委員長・市町村共済議員）社会保険料の算定が標準報酬月額制となり、時間外手当なども反映される。それらが含まれて算定されることで著しく不当となる場合は、実態に即した標準報酬月額を算定する制度（保険者算定）が活用できるので、是非参考にして欲しい。人事評価制度は14年4月より施行され、16年4月より完全実施との当局の方針であったが、処遇への反映は延期となった。当町ではグループ制を導入しており、個人目標の管理による人事評価制度はなじまない。



◇確定闘争の取り組みと春闘方針について（津別町 職・迫田書記長）15 春闘からの重点課題である社会人経験者の賃金水準や臨時非常勤の給与改善に取り組み、改善の意向が示された。人勧の取り扱いについて閣議決定後となっているが、法改正後となる。当局の姿勢を追求し、早期支給に取り組む。



◇合理化提案について（網走市労連・結城執行委員長）12月22日に、①土木技術職の統合、②旅費宿泊料の見直し、③人事評価制度の導入、④勤勉手当の見直し、⑤4級への昇格ルールの見直し、⑥持ち家手当の廃止、の6点の合理化提案がされた。今後、交渉を実施する。



◇単組の現状について（置戸町職労・湊副執行委員長）103.6となっているラスパイルズ指数を「ただ下げたい」だけの「3級以上一律3%カット」という内容の賃金合理化提案が出された。今後、執行部で対応を協議

したたかいを進めていく。



◆賃金確定闘争について（北見市労連・高井書記長）
「給与制度の総合的見直し」が未導入のため、給与表の改定については提案をしないとの確認の中、一時金についての交渉を実施。当局は国の動向が見えれば実施するとし、1月4日の閣議決定を受け、増額支給との回答が示された。今後、全体化をはかり交渉を進めていく。



◆秋期闘争の取り組みについて（訓子府町職・穴戸書記次長）
人勸を受けた給与表の改正は「国の動向を見て」との当局姿勢であるが、給与表の改正だけでは解消しない官民較差について、給与表に0.4%乗じる方法も検討されている。人事評価制度については「松川町モデル」の制度で、研修会やアンケートの実施、また、年代別ワーキンググループでの検討等を行いながら導入に向け進められている。



◆消防協における組織拡大等の取り組みについて（釧路ブロック消防協議会・加藤事務局）
（釧路ブロック消防協訓子府支署）
現在、釧路長北見消防協訓子府支署（現在、釧路ブロック消防協）は14単協・800人が組織拡大を取り組んできた結果、3月に遠軽消防協が結成されることとなった。結成単協数が少ないので、これからも組織拡大に向け取り組みを進めていく。

【全体集約】

各単組において、確定闘争に取り組んできたが、総務省通知によりたたかいがつくりづらくなり、越年となった。賃金に限らず、職場や地域での生活も政治と密接につながっていることを認識し、政治闘争に取り組み必要がある。

春闘に向けては、賃金制度の学習を深め、道本部春闘アンケートなどを活用し、議論の抱負化をはかりながら、自分たちの要求を積み上げ、取り組みにつなげていくことが大切になる。

圧倒的な“高批准率”で
ストライキ体制を確立しよう！

自治労では、全国の全組合員が批准（ひじゅん）投票を行います。全国の組合員総数の半分を超える賛成の「○」が批准の成否となります。

この「批准」の成功で、産別としてのストライキ体制が確立されます。自治労全体として、1年間を通してたたかう決意を内外に示すため、圧倒的な高率でストライキ批准投票を成功させましょう。

投票期間 2月10日(水)～2月17日(水)

自治労ストライキ 批准投票用紙

1年間のストライキ指令権を中央闘争委員会に委譲します

批准投票 賛否の表示

■賛成の人は○、反対の人は×を記入します。
※×の多いものは無効です。
■この投票結果は中央本部でまとめて発表します。

全日本自治団体労働組合

中央本部 川本 淳

すべての働く者の処遇を改善！ 底上げ・底支えを！

よく勘違いされがちですが、「ストライキを実際に行うかどうかを決める投票」ではありません。

1年間を通して一波につき2時間を上限とするストライキの「指令権」について、自治労中央闘争委員会に委譲することの賛否を問う投票です。

投票用紙には、春闘のポイントが記載されており、組合員一人ひとりが解りやすく理解できるようになっています。が、なかなか浸透しきれないのが現状です。

最近の私たちをとりまく情勢は、地方公務員法改正による4月からの「新しい人事評価制度」の導入に向けた苦しい状況や昨年の「給与制度の総合的見直し」の影響による平均2%の賃下げ、さらには政権主導による公務員攻撃など、依然として厳しさを増すばかりです。

このような中でも、国民春闘から賃金確定までの1年間を通じた「賃金闘争サイクル」をたたかひ抜くためには「戦術」を配置しながらの交渉は大変重要なことです。しかし、私たち地方公務員は、労働基本権に一定の制約があるため、単段階で独自に戦術を配置することは難しいのです。

そこで、自治労中央闘争委員会に「ストライキ指令権」そのものを委ねることが重要なのです。

すなわち、ストライキを「する」「しない」ではなく、指令権を自治労中央闘争委員会に委ねるかどうかを問う批准投票なのです。